

令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付要綱

砥部町告示第46号

令和8年3月24日

(趣旨)

第1条 この告示は、新エネルギー機器の利用を積極的に支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化防止を推進するため、住宅用新エネルギー機器を設置した者に対して、予算の範囲内において交付する令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用新エネルギー機器 家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び家庭用燃料電池システムのうち未使用のものをいう。
- (2) 家庭用リチウムイオン蓄電池 蓄電容量が1kwh以上の蓄電池部と電力変換装置等が一体的に構成されるもののうち、住宅に設置し、太陽光発電システムと接続するものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池 定格運転時において0.5kwから1.5kwまでの発電能力がある燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成され、電力と熱の供給を主目的としたシステムのうち住宅に設置されたものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人であつて、住宅用新エネルギー機器を購入し、町内に設置した者で、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅(居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。以下本条において同じ。)に住宅用新エネルギー機器を設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の住宅用新エネルギー機器付住宅を購入した者であること。

イ 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

ウ 住宅用新エネルギー機器の設置又は住宅用新エネルギー機器付住宅を購入した日から1年以内であること。

- (2) 家庭用燃料電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に住宅用新エネルギー機器を設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の住宅用新エネルギー機器付住宅を購

入した者であること。

イ 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること。

エ 住宅用新エネルギー機器の設置又は住宅用新エネルギー機器付住宅を購入した日から1年以内であること。

2 補助金の交付は、同一の住宅において、1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅用新エネルギー機器設置費から国その他の補助金等の収入額を控除した額又は10万円のいずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 交付が不適当と認められる場合は、令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付請求書(様式第4号)を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第8条 申請者は、第5条に規定する申請について、住宅用新エネルギー機器を販売するもの（以下「手続代行者」という。）にこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠意を持って実施しなければならない。

3 町長は、手続代行者がこの告示に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

(処分の制限)

第9条 補助対象者は、住宅用新エネルギー機器の法定耐用年数の期間内において、当該機器を廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ町長に令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金財産処分承認申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、令和8年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金財産処分承認・不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して住宅用新エネルギー機器を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び現地調査)

第12条 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて住宅用新エネルギー機器設置状況等について現地調査を行うことができる。

2 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて電力会社に販売した電力量及び電力会社から購入した電力量の報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ ） _____

令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 住宅用新エネルギー機器設置場所 砥部町
2 住宅用新エネルギー機器

☐ 家庭用リチウムイオン蓄電池システム ☐ 家庭用燃料電池システム

- 3 設置完了年月日 _____ 年 月 日
4 補助金交付申請額 金 _____ 円
5 住宅用新エネルギー機器設置費 _____ 円（内訳は別紙 1 のとおり）
6 添付書類
(1) 住宅用新エネルギー機器の概要（別紙 1）
(2) 納付状況調査に係る同意書（別紙 2）もしくは、他市町村の納税証明書
(3) 住宅用新エネルギー機器設置費に係る領収関係の写し（領収書及び内訳明細書）
(4) 住民票（3 か月以内に交付されたもの）
(5) 電力会社との電力需給契約書（写し）又は電力系統連系に関する覚書（写し）（燃料電池のみ）
(6) 住宅用新エネルギー機器保証書の写し
(7) 住宅用新エネルギー機器設置場所付近の詳細な地図
(8) 売買契約書の写し（建売のみ）
(9) 住宅用新エネルギー機器の設置状態を示すカラー写真（家庭用リチウムイオン蓄電池については太陽光発電システムの設置状況を含む。）
(10) 住宅用新エネルギー機器本体の銘板カラー写真
(11) 委任状（別紙 3、事業者が申請を代行する場合。）
(12) その他町長が必要と認める書類

(別紙1)

住宅用新エネルギー機器の概要

1 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

蓄電池製造メーカー	
蓄電池型番シリアル番号等	
製造番号	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

事業者名		
燃料電池ユニット	品名番号	
	製造番号	
	発電出力	kW
貯湯ユニット	品名番号	
	製造番号	
	貯湯容量	リットル

3 補助事業収支調書

項 目		金 額	備 考
支 出	機器本体	円	蓄電池本体価格、または、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの合計価格
	周辺機器等	円	システム本体以外の機器
	設置工事費	円	
	その他	円	
	小計	円	
	消費税	円	
	合計金額①	円	
収 入	国補助金	円	
	その他補助金	円	支払者（ ）
	合計金額②	円	
差引金額（①－②）		円	

(別紙 2)

納付状況調査に係る同意書

私は、令和８年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付要綱に基づく申請にあたり、砥部町税務課が保有する世帯全員の町税等の納付状況（滞納の有無）を砥部町町民課長が指定する者が照会することに同意します。

砥部町長

様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

生年月日

砥部町記入欄

町 民 課	課 長	課長補佐	係 長	係		下記事項について照会して よいかお伺いします 年 月 日
・当町における申請者世帯全員の課税状況（ 有 ・ 無 ） ・申請者世帯全員の町税等の納付状況 滞納の有無（ 有 ・ 無 ） 決裁日： 年 月 日						
税 務 課	課 長	課長補佐	係 長	係		上記のとおり回答してよい かお伺いします 年 月 日

(別紙 3)

委 任 状

代理人 住 所

会 社 名

担当者名

電話番号

私は、上記の者を代理人に選任し、令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付申請、その他の手続に関する一切を委任します。

砥部町長 様

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

別添 1 各種設備情報の記入

太陽光 発電シ ステム	パワーコンディ ショナの情報	メーカ－ 型式(品番) 製造番号		
	太陽光パネルの 最大出力(kW)			
	稼働開始日 (発電開始日)			
	売電開始日 ※売電しない場合は不要			
蓄電池 ※導入しない 場合は不要	メーカー		型式(品番)	
	製造番号		容量(kWh)	
	蓄電池導入日	年 月 日		
コージェ ネレ ーシ ョ ン	メーカー		型式(品番)	
	製造番号		出力(kW)	
	使用燃料	☐ 都市ガス ☐ LPガス ※どちらかにチェックしてください		
	稼働開始日 (発電開始日)			
	売電開始日 ※売電しない場合は不要			

■添付資料チェック欄

☐	「1 太陽光発電システムの各項目の情報」が確認できる資料（写真等）を添付しました。 ※自家消費している証拠書類（モニターの写真）を添付すること ※発電量と売電量が近似する数値の場合、単線結線図を求めることがございます
☐	「2 蓄電池の各項目の情報」が確認できる資料（写真等）を添付しました。
☐	「3 コージェネレーションの各項目の情報」が確認できる資料（写真等）を添付しました。

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長 

令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって、補助金交付申請のあった令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金については、令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 住宅用新エネルギー機器 _____
- 2 交付金額 金 _____ 円
- 3 設置場所 砥部町 _____

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長 

令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって補助金交付申請のあった令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金については、下記の理由により不交付としますので、令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

（理 由）

年 月 日

砥部町長 様

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
電話番号（ ） — _____

令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付請求書

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で補助金交付の決定を受けた
令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金について、令和 8 年度砥部町住宅
用新エネルギー機器設置費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 _____ 円

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 ()													本 店・支 店 本 所・支 所 ()		
預 金 種 別	(1) 普通 (総合を含む) (2) 当座 (3) その他 ()															
口 座 番 号																
口 座 名 義 人	フリガナ															
	氏 名															

年 月 日

砥部町長 様

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ ） _____

令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で補助金交付の決定を受け、
設置していました機器について、令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金
交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所 砥部町 _____

2 処分の方法 該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

3 処分の時期 _____ 年 月 日 _____

4 処分の理由（詳細に記入してください。必要により、関係書類を添付して下さい。）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長 

令和 8 年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金財産処分承認・不承認
通知書

年 月 日付けをもって財産処分承認申請のあった機器について、令和 8
年度砥部町住宅用新エネルギー機器設置費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下
記のとおり通知します。

記

承認・不承認の別	承認 不承認 （どちらか○）
システム設置場所	砥部町
補助対象者氏名	
システム設置 完了年月日	年 月 日
処分予定日	年 月 日
処分の方法	売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他
処分の理由	
承認・不承認の理由	